

石川県水道用水供給事業経営戦略

団 体 名 : 石川県

事 業 名 : 水道用水供給事業

策 定 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業の現況

(1) 事業の概要

① 給水

供用開始年月日	昭和55年 7月 1日		
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	計画給水人口	958,800 人
		現在給水人口	1,043,288 人

※上記給水人口は受水市町の給水人口の計

石川県水道用水供給事業は、県内市町村での水需要の高まりと地盤沈下、地下水の枯渇の不安により市町村からの県に対する水源確保の強い要望を受け、昭和41年から手取川総合開発事業の一環として進められ、手取川ダムを水源として昭和55年7月から一部給水を開始しました。

現在は七尾市以南の9市4町(金沢市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、宝達志水町、中能登町)に水道用水を供給しています。

② 施設

水	源	手取川ダム		
施設数	浄水場設置数	1	管路延長	190 km
	調整池設置数	6		
施設能力	244,000 m ³ /日	施設利用率	60.76 %	

水源の手取川ダムは、水道用水の供給のほかに、洪水調整(治水)、発電を目的とした多目的ダムであり、1日最大440,000m³を供給できる水を確保しています。

ダム下流の手取川から自然流入により取水した水を鶴来浄水場へ送り、急速ろ過処理により浄水しています。

浄水処理された水道用水は、送水管で各受水市町へ自然流下で送水し、20箇所の供給点施設で9市4町へ供給しています。

鶴来浄水場の施設能力は一日最大244,000m³/日となっています。

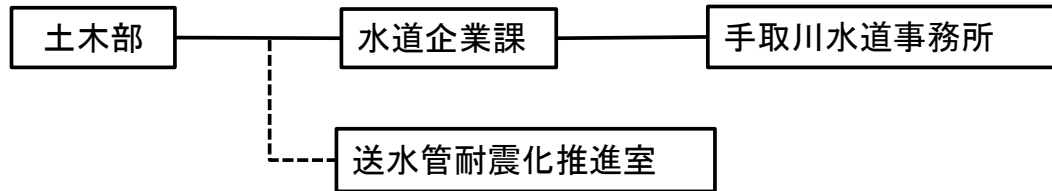
③ 料 金

料金体系の 概要・考え方	<p>・ 給水料金は、給水原価を勘案するとともに、将来的な事業の経営や、受水市町の水道料金への影響を考慮して単価を設定しています。</p> <p>これまでに一般会計から無利子の貸付等や、企業債の借り換えによる経費縮減により、料金の抑制を図るとともに、加賀・能登の地区別料金格差の縮小・解消を行ってきました。</p> <p>現在の給水単価 99円/㎥（税抜き）</p> <p>【水道料金の推移】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>S55～</th> <th>S58～</th> <th>S61～</th> <th>H元～</th> <th>H4～</th> <th>H7～</th> <th>H10</th> <th>H15～</th> <th>H23～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水料金</td> <td>1期地区</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>109</td> <td>114</td> <td>124</td> <td rowspan="2">134</td> <td rowspan="2">119</td> <td rowspan="2">99</td> </tr> <tr> <td>2期地区</td> <td></td> <td></td> <td>155</td> <td>160</td> <td>150</td> <td>134</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1期地区（金沢市、小松市、加賀市、旧松任市、旧鶴来町、旧野々市町、津幡町、旧高松町、旧七塚町、旧宇ノ気町、内灘町、旧押水町） 2期地区（旧七尾市、羽咋市、旧鹿西町、旧能登島町）</p> <p>・ 施設の維持・管理費用を賄うために、受水市町が最低限引き受ける水量（責任水量）を設定し、これをもとに料金を徴収しています。</p> <p>受水市町と協議の上、県水の給水開始以来、受水市町との間で締結した受給水協定に基づく協定水量の70%に設定していましたが、受水市町の施設の耐震化・老朽化対策を推進し、県民生活の安全・安心を確保するため、中長期的な視点に立って検討した結果、平成27年4月から責任水量を70%から60%に引き下げました。</p>		年度	S55～	S58～	S61～	H元～	H4～	H7～	H10	H15～	H23～	給水料金	1期地区	70	90	100	109	114	124	134	119	99	2期地区			155	160	150	134
	年度	S55～	S58～	S61～	H元～	H4～	H7～	H10	H15～	H23～																				
給水料金	1期地区	70	90	100	109	114	124	134	119	99																				
	2期地区			155	160	150	134																							
料金改定年月日 （消費税のみの改定は含まない）	平成22年 7月 1日																													

④ 組織

土木部に水道企業課を設置して水道用水供給事業の経営管理、計画策定等の業務にあたるほか、出先機関として手取川水道事務所を設置し、浄水場などの運営管理を行うことで、水道用水の供給業務を行っています。
また、水道企業課内に送水管耐震化推進室を設置し、送水管の耐震化推進事業（2系統化）を行っています。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

(R2.4.1現在)

事務所別	職種	行政職		技能 労務職	その他	合計
		事務	技術			
水道企業課		5人	4人		1人	10人
送水管耐震化推進室		2人	6人			8人
手取川水道事務所		4人	24人	8人	9人	45人
合計		11人	34人	8人	10人	63人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

水道用水供給事業は、昭和55年の供給開始以来、累積欠損金を解消できない状況が続くという厳しい経営状況でありましたが、県民の家計負担の軽減を図るため、平成15年と平成22年に給水単価の引き下げを行ったほか、平成27年に責任水量を70%から60%に引き下げました。

これらは、大幅な減収を伴うものでありましたが、一般会計からの無利子借入金等の財政支援のほか、企業債の借り換えによる支払利息の軽減や、人件費の削減等を行うことで、経営の健全化に取り組んできました。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析(経営比較分析表(H30年度決算))

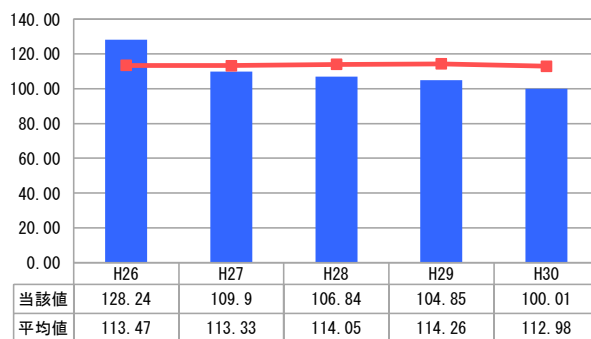
① 経営の状況

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

経常損益

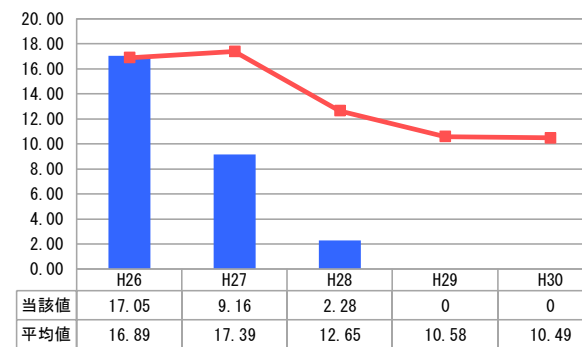
① 経常収支比率 (%)



平成24年度以降100%以上を維持し、収益が費用を上回る状況が続いています。

累積欠損

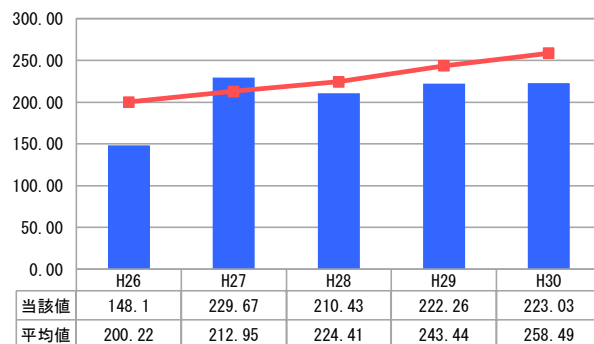
② 累積欠損金比率 (%)



平成29年度決算において累積欠損金が解消したことを示しています。

支払能力

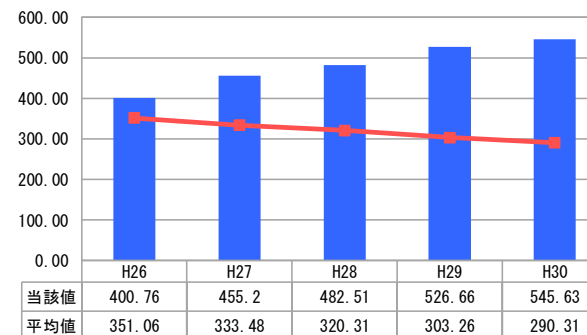
③ 流動比率 (%)



全国平均同様に200%を超えており、年間に発生する負債の償還額に対して十分な返済能力があります。

債務残高

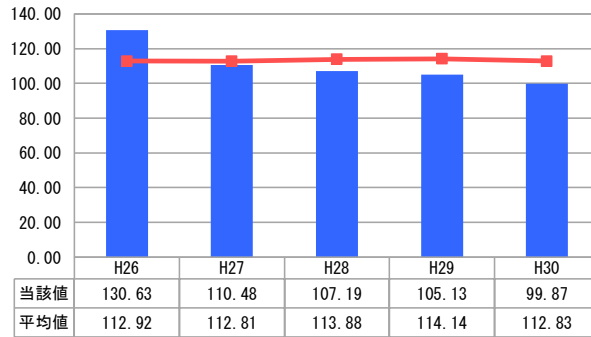
④ 企業債残高対給水収益比率 (%)



送水管耐震化事業(2系統化事業)に係る企業債の新規借入により、やや増加傾向にあります。

料金水準の適切性

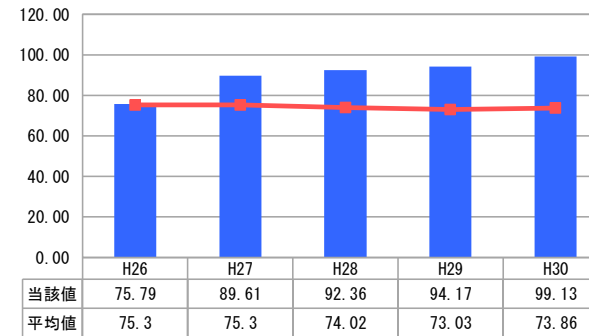
⑤料金回収率(%)



平成30年度時点で、ほぼ100%を維持し、給水に係る費用を給水収益で賄えています。

費用の効率性

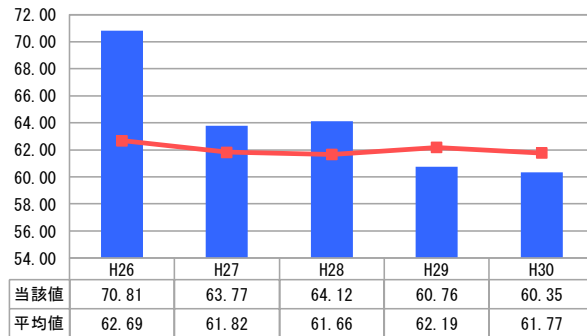
⑥給水原価(円)



平成30年度時点で、給水単価99円とほぼ同額となり、適切な価格となっています。

施設の効率性

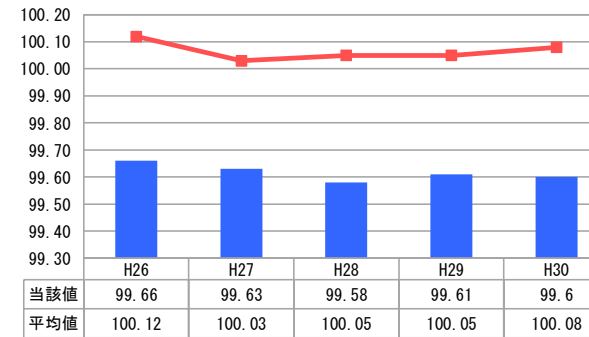
⑦施設利用率(%)



施設利用率は、平成27年度に責任水量を引き下げたことにより低下しました。

配水の効率性

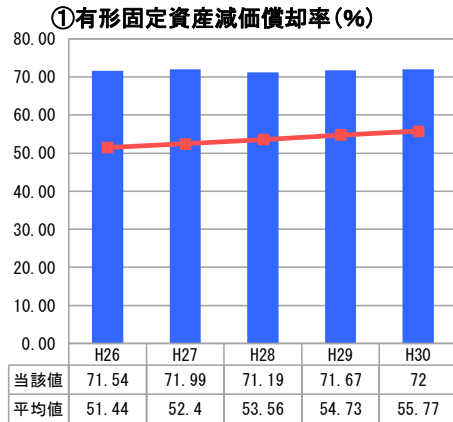
⑧有収率(%)



有収率は、100%に近い値で推移しており、施設の稼働による配水量が、効率的に有収水量となっています。

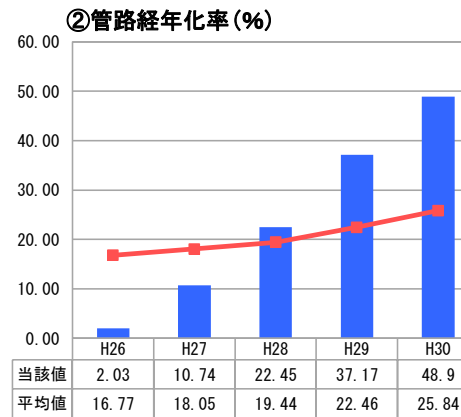
② 資産の老朽化の状況

施設全体の減価償却の状況



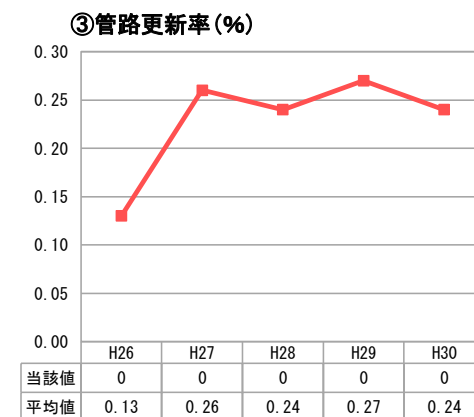
類似団体との比較でも高い傾向にあり、昭和55年の給水開始当時の資産をはじめ、保有資産のうち法定耐用年数に近づいている資産の割合が増加していることを示しています。

法定耐用年数を超えた管路延長の割合



法定耐用年数を経過した管路が増加する傾向にあることから、送水管耐震化事業(2系統化事業)を推進するとともに、既設管についても、老朽化状況の調査を行っています。

管路の更新投資の実施状況



【全体総括】

平成24年度以降、単年度黒字を維持し、平成29年度決算で累積欠損金を解消しましたが、昭和55年の給水開始から約40年経過し、各種設備の老朽化が進んでいます。

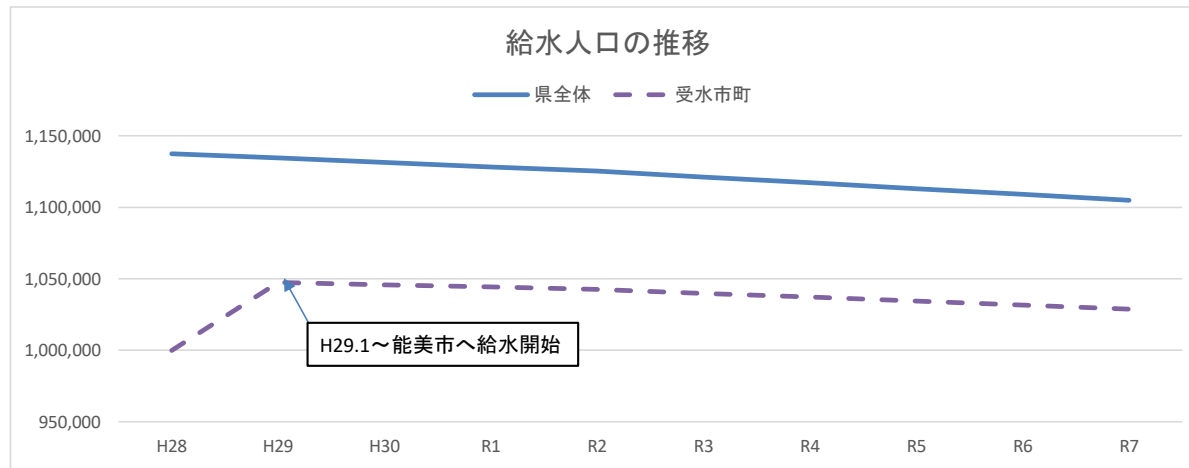
特に送水管については、法定耐用年数の40年を経過する割合が増加し、令和6年度には97%に達することから、既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管を整備する送水管耐震化事業(2系統化事業)を推進しているところであり、企業債や減価償却費の増加が見込まれるため、さらなる経営健全化に取り組んでいきます。

(4) 将来の事業環境

① 給水人口の予測

平成29年3月に策定された「石川県水道整備基本構想〔第4次〕（いしかわ水道ビジョン）」では、石川県の給水人口は、令和3年度推計値の1,121千人から令和7年度には1,105千人に減少すると推計しています。

県水の受水市町の給水人口は、平成29年1月に能美市への給水を開始したため増加しましたが、その後は石川県の給水人口の減少に伴い、徐々に減少していくと推計しています。



② 水需要の予測

「石川県水道整備基本構想〔第4次〕（いしかわ水道ビジョン）」によると、将来にわたり供給可能量が最大需要量を上回る見込みであり、供給水量は不足しない見込みとなっています。

受水市町との協定により県水の1日最大給水量（協定水量）は243,860 m^3 /日、責任水量は協定水量の60%となっており、県水を市町が受水する水量はほぼ同量で推移する見込みです。なお、平成27年度に責任水量を協定水量の70%から60%に引き下げたため減少しました。

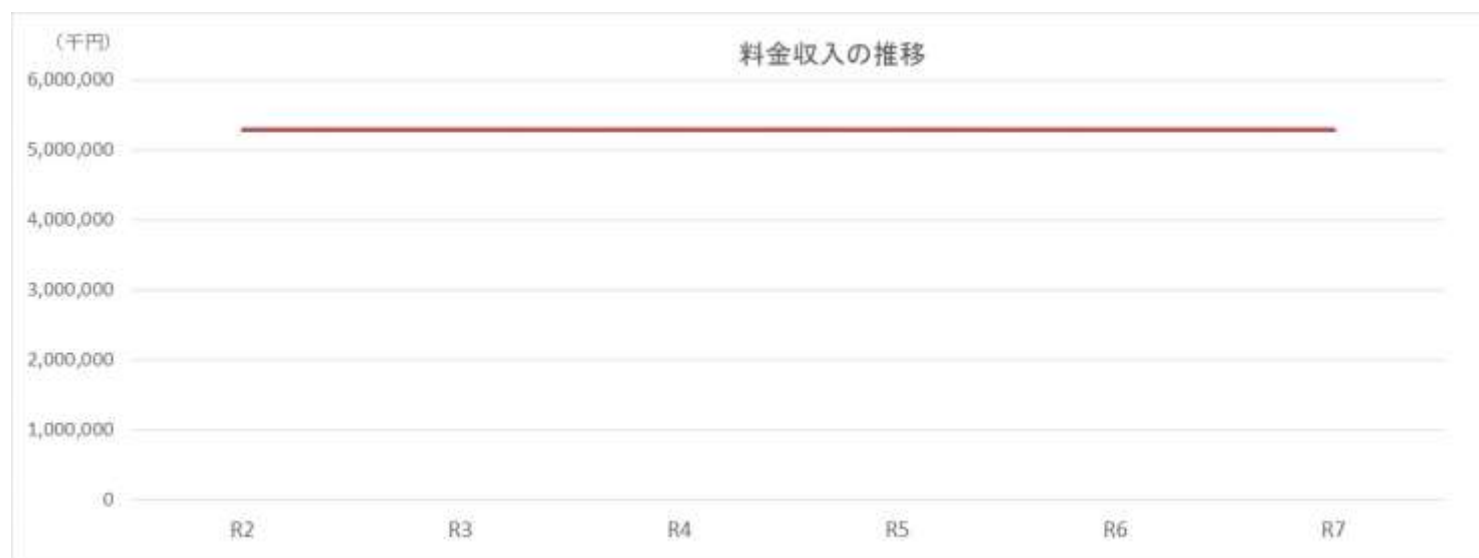
なお、現在の協定では令和7年度までは協定水量は据え置きとなっています。

③ 料金収入の見通し

給水料金は、将来にわたる維持管理費や投資計画、企業債の償還等を勘案したうえで、受水市町の水道料金に与える影響を考慮して、一般会計からの操出金を受け入れるなど、料金の抑制を図ってきました。

また、県民の家計負担の軽減を図るため、平成15年と平成22年の2度にわたり、料金単価を引き下げを行いました。さらに、受水市町の水道事業の経営の悪化が懸念される中で、市町における施設の老朽化対策をすすめるため、平成27年度には責任水量を70%から60%に引き下げました。

県水事業の将来にわたっての健全経営の確保のため、給水料金、責任水量は現状を維持することとしており、料金収入は横ばいとなる見込となっています。



(5) 組織の見通し

現在の職員の年齢構成をみると、技術職員の平均年齢が令和元年度末現在で49歳となっており、熟練職員の退職が進むため、組織体制の維持が課題となります。適切に水道事業を運営していくため、研修などにより技術の伝承に努めるなど人事部門と連携し、人材の確保に努めます。

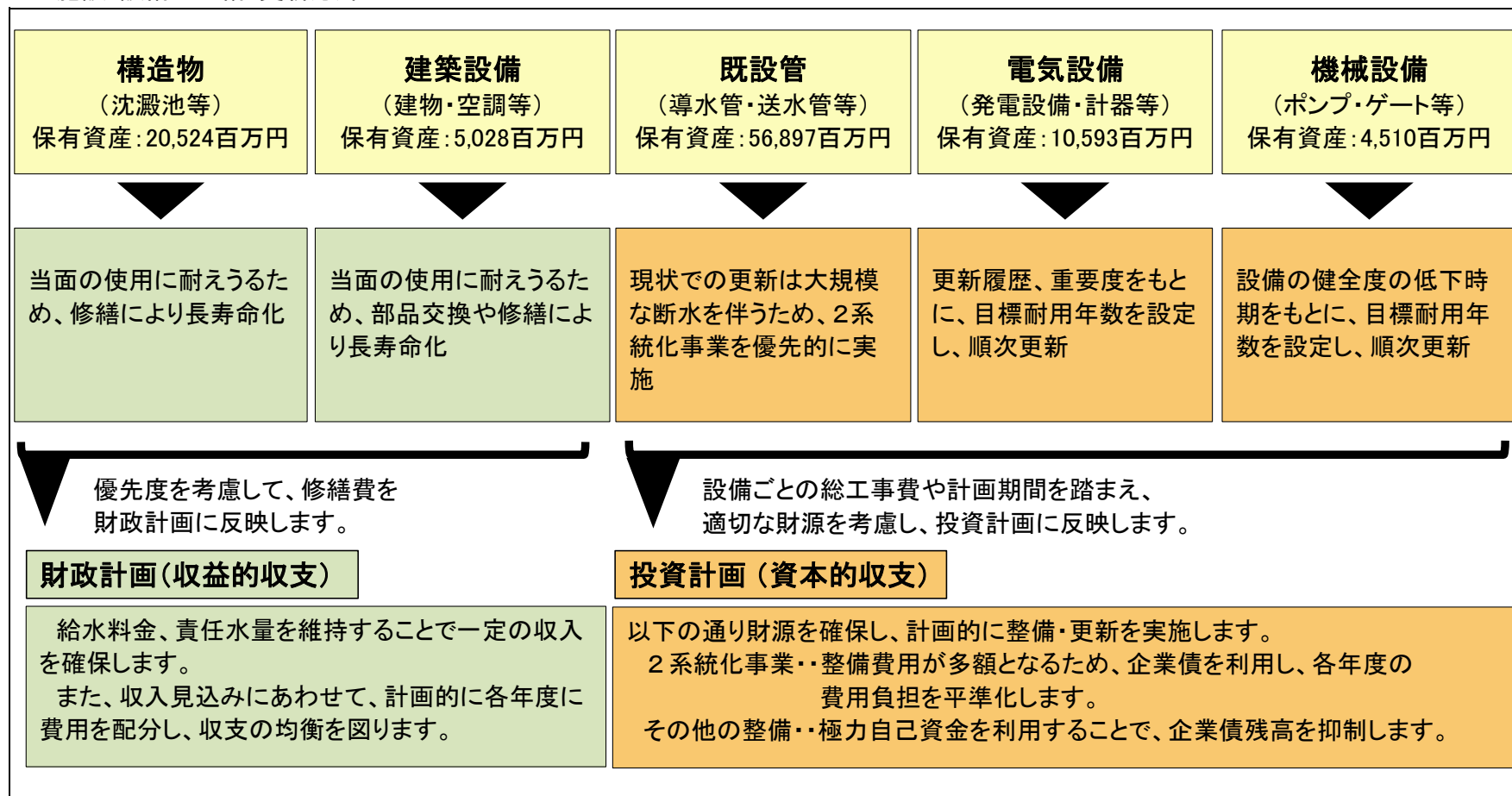
2. 経営の基本方針

将来にわたり「安全」で「安心」できる水を「安定」して供給するため、今後も効率的な経営を継続しつつ、施設設備の老朽化対策や耐震化の推進に取り組みます。

3. 投資・財政計画

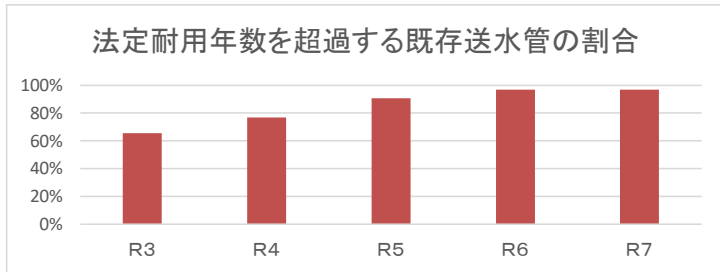
(1) 財政計画(収益的収支)・投資計画(資本的収支)：別紙のとおり

(2) 財政計画(収益的収支)・投資計画(資本的収支)の策定に当たっての説明
施設・設備の整備・更新方針



○ 送水管耐震化事業（2系統化事業）

県水事業供用開始以来の送水管は延長184kmにおよびますが、送水管路は1系統しかないことから、更新する場合は大規模な断水が生じます。これらの送水管は令和6年度までにほぼ全域の97%が法定耐用年数を超過します。



平成19年に発生した能登半島地震を契機に、平成22年度から送水管耐震化事業（2系統化）に取り組んでいます。

これにより、第1系統とは別ルートで耐震性の高い送水管を整備し、2系統化することにより代替性を確保するほか、第1系統の更新も可能となります。

以下の事業計画のうち、軟弱地盤地域など災害危険度が高い箇所等について、優先的に整備を行っており、令和元年度末時点で工事の進捗率は5割程度となっています。

<事業計画>

- ・計画延長 約130km
- ・総事業費 約860億円
- ・事業期間 平成22年度～（約20年間）

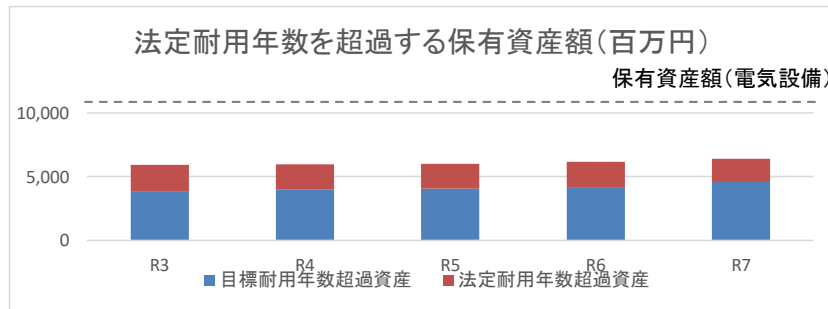
なお、既設送水管は法定耐用年数を越えた使用が可能と判断されることから、更新基準を定め、バルブの交換などの修繕を行う長寿命化対策を実施しながら順次更新します。



○電気設備の更新について

県水事業の開始以来、電気設備の保有資産額は10,593百万円におよび、水道用水の安定供給のためには、電気設備を計画的に更新していく必要があります。

令和7年度には、これら電気設備のうち法定耐用年数を超過する資産額は6,396百万円にのぼりますが、右表に示す目標耐用年数を超過する資産額は4,578百万円となります。



設備の更新にあたっては、水道用水の供給を持続しながら更新工事を行う必要があるため、耐用年数を超過する全ての設備を毎回更新することは非常に困難です。そのため、これら電気設備の更新においても、設備の重要度により更新の優先順序を決め、設備毎に更新時期の調整を図ることで、計画的な更新を実施しています。

令和3年から令和7年にかけては、現在の物価変動等を考慮して、次図のとおり電気設備の更新を予定しています。

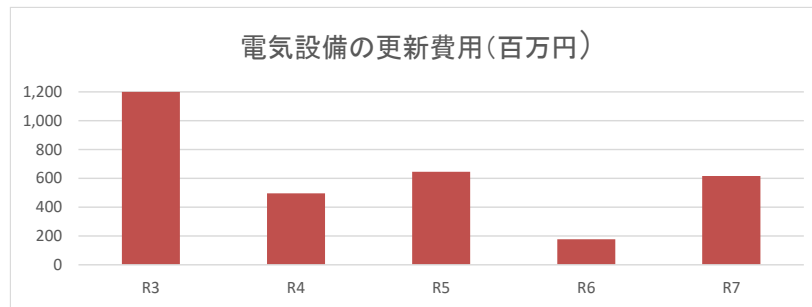


表 - 電気設備の目標耐用年数

設備区分	目標耐用年数
監視制御設備	15～30年
特別高圧電気設備	40年
高圧電気設備	40年
非常用発電設備	30年
計装設備	15～16年
低圧設備	30年

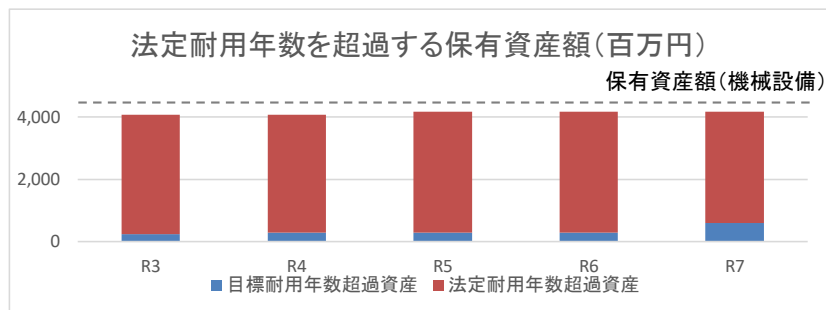
など



○機械設備の更新について

県水事業の開始以来、機械設備の保有資産額は4,629百万円におよび、水道水の安定供給のためには、機械設備を計画的に更新していく必要があります。

令和7年度には、これら機械設備のうち法定耐用年数を超過する資産額は4,170百万円にのぼりますが、右表に示す目標耐用年数を超過する資産額は599百万円となります。



設備の更新にあたっては、水道水の供給を持続しながら更新工事を行う必要があるため、耐用年数を超過する全ての設備を毎回更新することは非常に困難です。そのため、これら機械設備の更新においては、設備の重要度により更新の優先順序を決め、設備毎に更新時期の調整を図ることで、計画的な更新を実施しています。

令和3年から令和7年にかけては、現在の物価変動等を考慮して、次図のとおり機械設備の更新を予定しています。

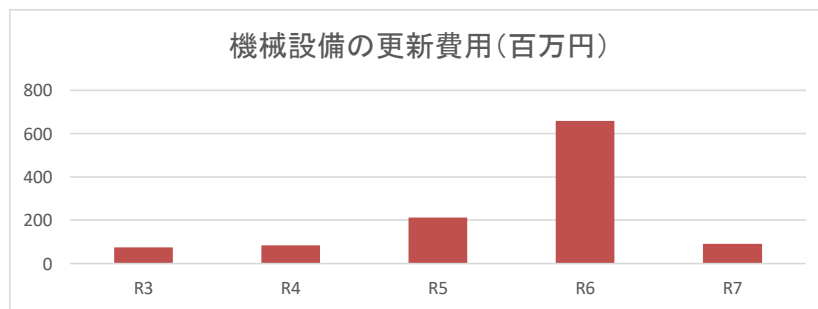


表 - 機械設備の目標耐用年数

設備区分	目標耐用年数
ポンプ設備	15~40年
水処理機械設備	30~45年
薬品注入設備	30~45年
弁体門扉設備	45年
汚泥処理設備	45年
クレーン設備	45年

など



ポンプ設備(取水ポンプ)



水処理機械設備(沈澱池汚泥掻寄機)

4. 受水市町との連携

今後、石川県の受水市町は、給水人口の減少に連動した水需要の減少に加え、施設の老朽化が進み維持管理費用が増加することで、経営環境が厳しさを増していくため、さらなる経営効率化・経営基盤強化が求められており、広域連携も有効な解決方法の一つとして、市町で検討が進められています。

平成29年度より、県及び市町の財政・水道担当課を構成員とした水道事業広域連携会議に県水事業を担当する水道企業課も参加しており、市町の広域連携の取り組みに協力していきます。

また、受水市町の設備更新時には市町の自己水から県水への切り替えを提案するなど、県水の積極的な利用を働きかけます。

5. その他の運営に関すること

【施設の維持管理体制の充実】

浄水場及び送水管路等の維持管理については、定期的に施設点検を実施するとともに、計画的に修繕を実施し、水道水の安定的な供給に努めます。

【水質管理の強化】

安全・安心な水道用水を供給するため、水質検査・水質管理に関する基本的事項を定めており、必要な各種マニュアルを整備することで水質管理体制の強化を図っています。また、水道法に基づく「石川県水道用水供給事業水質検査計画」を毎年作成するとともに、水質検査結果を石川県ホームページにて毎月公開し、より良い水道水の供給に努めています。

【運転監視業務の民間委託】

平成26年4月からは、浄水場運転監視業務を民間に委託しています。運転監視業務は1日2交代の5班10名体制で実施していますが、現在は3班6名を委託しており、今後も、課題や効果を検証したうえで拡大を検討します。

浄水場の機械・電気設備の保守点検などの維持管理業務についても、効率化の観点から、できる限り民間に委託しています。

【既設送水管の長寿命化】

送水管の2系統化が完成した箇所から点検を実施し、バルブや空気弁を順次交換し、送水管の長寿命化を図り、更新費用の平準化を図ります。

6. 防災に関すること

【地震防災対策の強化】

災害時等における対策について、ハード面では、地上施設及び送水管の耐震化に取り組んでいます。また、浄水場及び調整池に応急給水栓を整備するほか、応急給水用運搬資材を備えています。

ソフト面では、災害時等に県内18市町と相互応援を行う協定を結ぶほか、被害の拡大並びに迅速な機能回復を図ることを目的として調査、測量、設計の応急調査業務の実施に関して県建設コンサルタント協会、県測量設計業協会、県地質調査業協会と協定を結んでいます。

【受水市町との連携（災害対策等）】

受水市町を含む県内18市町と相互応援を行う協定を結ぶほか、災害等で県水が停止した際に、受水市町が連携して給水対策を行うために必要な事項を定めています。また、毎年受水市町との担当者会議において意見交換を行っており、今後も連携強化に取り組めます。

7. 民間ノウハウの活用

平成30年12月6日に成立した改正水道法により、官民連携の手法の一つとして、水道事業者である地方公共団体が、水道事業者としての位置づけを維持したまま、国の認可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者を設定できるコンセッション方式が導入されました。

コンセッション方式については、民間企業の技術や経営ノウハウ等の活用により、コスト削減やサービスの拡充が期待される一方で、民間事業者の運営の継続性や経営合理化などによる水質悪化、料金高騰、災害時の対応といった課題も指摘されているところです。

安全・安心な水の供給は自治体の最も基本的な責務の一つであり、現在導入予定はないものの、引き続き、他自治体の先進事例等の情報収集に努めます。

8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

毎年、実施状況の評価・検証を行ったうえで、必要に応じて見直しを行います。
また、協定水量の据え置き期限である令和7年度中に経営戦略を見直す予定にしております。

財政計画(収益的収支)

(別紙)

(単位:千円,%)

区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	5,297,483	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234
	(1) 料 金 収 入	5,297,416	5,287,128	5,287,128	5,287,128	5,287,128	5,287,128	5,287,128
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	67	106	106	106	106	106	106
	2. 営 業 外 収 益	313,236	167,390	80,973	108,960	0	0	0
	(1) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	307,592	167,390	80,973	108,960	0	0	0
	(3) そ の 他	5,644	0	0	0	0	0	0
収 入 の 計 (C)	5,610,719	5,454,624	5,368,207	5,396,194	5,287,234	5,287,234	5,287,234	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	5,539,056	5,389,582	5,323,792	5,195,916	5,038,122	4,990,717	4,945,928
	(1) 職 員 給 与 費	462,697	461,449	432,563	461,449	461,449	461,449	461,449
	基 本 給 与 費	209,942	222,155	214,607	222,155	222,155	222,155	222,155
	退 職 給 付 費	31,279	27,757	29,636	27,757	27,757	27,757	27,757
	そ の 他	221,476	211,537	188,320	211,537	211,537	211,537	211,537
	(2) 経 費	1,789,129	2,450,860	2,597,816	2,262,428	2,384,481	2,112,781	1,855,031
	動 力 費	186,114	200,276	190,253	190,253	190,253	190,253	190,253
	修 繕 費	906,207	1,368,078	1,439,618	1,350,009	1,472,496	1,201,211	943,858
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	696,808	882,506	967,945	722,166	721,732	721,317	720,920
(3) 減 価 償 却 費	3,287,230	2,477,273	2,293,413	2,472,039	2,192,192	2,416,487	2,629,448	
2. 営 業 外 費 用	71,052	64,592	43,808	200,278	249,112	296,518	341,307	
(1) 支 払 利 息	70,623	64,592	43,808	200,278	249,112	296,518	341,307	
(2) そ の 他	429	0	0	0	0	0	0	
支 出 の 計 (D)	5,610,108	5,454,174	5,367,600	5,396,194	5,287,234	5,287,234	5,287,234	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	611	450	607	0	0	0	0	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	611	450	607	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	
流 動 資 産 (J)	8,899,038	7,104,379	4,974,275	4,222,764	3,462,748	3,289,698	3,404,960	
う ち 未 収 金	478,715	478,715	478,715	478,715	478,715	478,715	478,715	
流 動 負 債 (K)	4,318,312	4,244,623	3,982,706	3,512,134	3,302,308	3,265,735	3,389,035	
う ち 建 設 改 良 費 分	3,140,996	3,067,307	2,805,390	2,334,818	2,124,992	2,088,419	2,211,719	
う ち 一 時 借 入 金	58,000	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	1,019,511	1,019,511	1,019,511	1,019,511	1,019,511	1,019,511	1,019,511	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	△ 4,580,726	△ 2,859,756	△ 991,569	△ 710,630	△ 160,440	△ 23,963	△ 15,925	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	5,297,483	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	△ 86.5	△ 54.1	△ 18.8	△ 13.4	△ 3.0	△ 0.5	△ 0.3	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	△ 4,580,726	△ 2,859,756	△ 991,569	△ 710,630	△ 160,440	△ 23,963	△ 15,925	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	5,297,483	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	5,287,234	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	△ 86.5	△ 54.1	△ 18.8	△ 13.4	△ 3.0	△ 0.5	△ 0.3	

投資計画(資本的収支)

(別紙)
(単位:千円)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分								
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	3,014,000	2,641,300	2,020,000	4,040,000	4,040,000	4,040,000	4,040,000
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	3,014,000	2,641,300	2,020,000	4,040,000	4,040,000	4,040,000	4,040,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	3,014,000	2,641,300	2,020,000	4,040,000	4,040,000	4,040,000	4,040,000
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,628,028	3,850,945	3,597,928	4,770,919	5,116,527	4,954,999
うち 職員給与費		20,000	20,000	20,000	40,000	40,000	40,000	40,000
2. 企 業 債 償 還 金		3,137,249	3,140,951	3,067,307	2,805,390	2,334,818	2,124,992	2,088,419
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		66,000	48,000	25,000	12,000	6,000	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	6,831,277	7,039,896	6,690,235	7,588,309	7,457,345	7,079,991	7,000,761	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	3,817,278	4,398,596	4,670,235	3,548,309	3,417,345	3,039,991	2,960,761	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	3,518,039	4,104,992	4,343,151	3,114,590	2,952,207	2,589,537	2,514,185
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	299,239	293,604	327,084	433,719	465,138	450,454	446,576
計 (F)	3,817,278	4,398,596	4,670,235	3,548,309	3,417,345	3,039,991	2,960,761	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	3,091,000	3,043,000	3,018,000	3,006,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
企 業 債 残 高 (H)	28,791,937	28,292,286	27,244,979	28,479,589	30,184,771	32,099,779	34,051,360	

○他会計繰入金

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分								
収 益 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0